

生徒心得



学校法人 高千穂学園

小林西高等学校

生徒心得

われわれは、生徒信条を守るとともに、学校内外を問わず社会集団の中におけるルールを守り、本校生徒として品位を保つように努める。

1. 服装・容儀規定

(1) 服装について

- ① 本校指定の制服を男女とも正しく着用する。(制服に手を加えないこと。)
- ② ネクタイ・リボンは本校指定のものとする。
- ③ カバン、靴、セーター、ベストなどは、本校指定のものとする。学校指定のセーターであれば登校時の着用を可とする。理由は私服と見分けがつかない「トレーナー」や「パーカー」着用を生徒にさせないため。
- ④ 靴下は、白、黒、紺とする。柄物や色物は認めない。
- ⑤ 登下校時は「学校指定のローファーおよびスニーカー」とする。スニーカーの色については「白または黒とし形状はローカット」のみ認める。
- ⑥ 登下校時は「学校指定のカバンおよびリュック」とする。機能性の高いものであれば良い。色・形状については指定しない。自転車通学・原付通学の生徒は、リュック型、前カゴ、またはメットインに入るものとする。
- ⑦ 式典(入学式・始業式・終業式・修了式・卒業式)・校外活動(進学・就職試験等)・学校が着用を支持する場面では学校指定の制服・ローファー・カバンを使用する。このときは準制服であるポロシャツの着用は認めない。
- ⑧ 下着の色は黒、紺、白、グレー、ベージュのみ認める。赤や黄色などの派手な色や柄物は禁止。制服がファッション感覚にならないため。
- ⑨ 登下校時のアームカバー使用を認める。ただし派手なものは認めない。また校舎内での使用も認めない。下駄箱で着脱することを条件とする。
- ⑩ 登下校時のアームカバー使用を認める。ただし派手なものは認めない。また校舎内での使用も認めない。下駄箱で着脱することを条件とする。
- ⑩ スカートの丈の長さは膝蓋骨から膝頭まで可とする。
- ⑪ 冬の防寒着の着用を認める。コート、ジャケット、ジャンパー、ウインドブレーカーのみ認める。華美でないものを着用し、登下校時のみ認める。ただし学校内での着用は認めない。

(2) 頭髪について

- ① 清潔感があり奇抜でない髪型とする。パーマや剃りこみは禁じる。眉には手を加えない。(男女共通：眉毛にかからないこと。肩にかかる長髪は首元で束ねること。束ねる際、シュシュや華美なものは禁止する。)
- ② 異様な髪型、脱色、染色、整髪料をつけての登校は認めない。ヘアーアイロンで

の変色も認めない。

(3) その他

- ① スリッパは学年別に指定されたものを使用する。
- ② ピアスなどの装飾品や化粧品は認めない。
- ③ 病気その他の理由で容儀服装規定の例外を認めてもらいたいときは、生徒指導部に異装届を提出し、学校の許可を得なければならない。

2. 校内生活

- (1) 登校は 8 時 15 分までとする。(定時制は別途定める。)
- (2) 外出や早退は、外出・早退願いを提出し担任の許可を得ること。
- (3) 学校内で集会を催す時は事前に学校の許可を得ること。
- (4) 掲示物はあらかじめ学校の許可を得てから指定の場所に掲示すること。又、学校内の掲示物を故意に取り除いてはならない。
- (5) 校舎や校具は大切に取扱うこと。万一誤って破損した場合は直ちに担任を通じ係に届け出ること。理由によっては、その一部又は全部を現品又は金銭で弁償しなければならないことがある。
- (6) 校内で許可なく火気、電熱器等を所持・使用してはならない。
- (7) 盗難、紛失防止の為、教材教具の全てに記名し、毎日持ち帰る。
- (8) 携帯電話(スマートフォン)は、校内へ持ち込みを許可する。ただし持ち込む場合は誓約書に記載されてある遵守事項を熟読し保護者の了承を得た誓約書を提出する。緊急時は生徒指導室や保健室等で利用できる。
- (9) 保健室を利用する場合には、教科担任およびクラス担任に届け、許可を得ること。

3. 校外生活

- (1) 旅行・キャンプ・登山・同窓会について
旅行・キャンプ・登山・同窓会などをする場合は、保護者の承諾書を添え、所定の願い書を提出し、学校長の発行した許可書を携行しなければならない。参加する場合は保護者や恩師などの責任者の出会有ることを必須とする。
- (2) 外出の心得
 - ① 夜間外出は帰宅時間を午後 8 時とする。それ以降は保護者同伴とする。また単独外出は避けること。
 - ② 外泊は厳禁とする。
- (3) アルバイトについて
 - ① アルバイトは原則、禁止する。
 - ② 家庭の事情により必要と認められる場合、生活態度や成績の面で問題のない生徒に限り許可することもある。

- ③ 許可を願いたい生徒は、担任の承諾を得て、アルバイト許可申請書を提出し、生徒指導部、担任、保護者、本人による4者面談の上、許可を得ること。
- (4) 登下校はもちろんのこと、いかなる場合も交的道德・交通法規をよく守り、自他の安全を確保し、他に迷惑を及ぼさないこと。
- (5) 交際については、互いに人格を尊重し合い、高校生としての節度を守り、健全明朗であるように心がけること。また誤解を招くような行動は慎むこと。
- (6) 交友関係には十分注意し、小林西高校の生徒であるということを自覚し行動すること。

4. その他

- (1) 未成年者立ち入り禁止場所には立ち入らないこと。
- (2) ~~カラオケボックス~~ボーリング場は保護者同伴に限り許可する。
- (3) 「薬物・酒類・タバコ」の所持や使用を禁止する。法律に反する行為は絶対にしてはならない。
- (4) 生徒相互間の金銭、物品の貸借は禁止する。
- (5) 学校で認めていない諸団体等への加入・参加および勧誘活動などを禁止する。

生徒の車両規定

1 原動機付自転車（50cc）〔以下、原付という〕免許取得のための受験は次のように定める。

- (1) 原付のみ受験を許可する。自動二輪の免許取得については認めない。
- (2) 受験する場合には、次の許可条件を満たしている生徒に限り許可する。
 - ① 本校の交通安全教室に参加し適当と認められた者。
 - ② 原付免許取得者実技講習会に参加する者。
 - ③ 生活態度や成績の面で問題のない者。
 - ④ 所定の手続きを終了している者。
- (3) 受験を希望する生徒は、原付受験許可申請書を保護者連記のうえ担任および生徒指導部（原付・自転車係）に届け出て許可を受けなければならない。
- (4) 受験期日は夏季・冬季・春季の休暇中および代休日に限り受験を許可する。
- (5) 原則として受験場所は管内警察署とする。一ツ葉・都城での受験は保護者引率の場合のみ認める。
- (6) 合格後は直ちに担任を通じて原付・自転車係に届け出ること。免許所有者名簿に登録する。
- (7) 原付購入後は直ちに、ナンバーを係に届け出て、登録する。ヘルメットは、安全のためフルフェイス型またはZ型の使用とする。キャップ型は禁止する。

2 普通車の免許取得のための自動車学校・自動車教習所の入校および受験は次のように定める。

- (1) 入校許可証を所持する者。(許可が出る生徒は卒業学年とする。)
- (2) 入校する場合には、次の条件を満たしている生徒に限り許可する。
 - ① 本校の交通安全教室に参加し適当と認められた者。
 - ② 生活態度や成績の面で問題のない者。
 - ③ 学校納付金等きちんと納入している生徒。
 - ④ 誓約書および入校許可書などの所定の手続きを経ている生徒。
- (3) 自動車学校および自動車教習所の入校時期は次のとおりとする。
 - ① 定時制においては1学期末考査終了後入校できる。
 - ② 全日制においては2学期中間考査終了後及び進路決定者は入校できる。
- (4) 自動車学校卒業後の、卒業証明書(免許申請書類)は学校で預かる。
(卒業式終了後返却する。)
- (5) 免許取得のための最終受験(学科)は、原則として、本校卒業式終了後とする。
- (6) 進路のために早めに免許を取得しなければならない場合は、担任・生徒指導部に申し出て、必ず許可を得ること。取得後はただちに免許証を預ける。
- (7) 本校の校則に違反するような行為をした場合には、練習・受験を中止する。
- (8) その他
 - ① 練習・受験による欠席・欠課等で学業に支障をきたさないこと。
 - ② 試験前1週間および試験期間中は練習・受験とも禁止する。
 - ③ 平日での練習および宅習期間中の登校日の練習は全て放課後とする。
 - ④ 練習中の服装は制服または体育服とする。

3 原付通学のための規定は次のように定める。

- (1) 原付通学の許可を認める。
 - ① 通学距離については、制限を設けず、生徒・保護者と面談を実施する。
 - ② 課外生徒や部活動生徒の事情を考慮し、学校が適当と認めた場合。
 - ③ 所定の手続きを終了していること。
- (2) 次の事項を守ることを条件として許可する。
 - ① 通学に使用する原付は、原則スクータータイプとするが車両規定をクリアし、安全性や操作性の高いものであれば協議し許可する。
 - ② 原付を改造しないこと。
 - ③ 原付には本校指定のプレートを取り付けること。
 - ④ 学校が指定した場所以外に原付を駐輪しないこと。
 - ⑤ 交通道德・交通法規を守り自他の安全を確保すること。
 - ⑥ 任意保険に加入することを推奨する。
- (3) 希望者は所定の申請書に保護者連記のうえ届け出て、許可を得なければならない。
許可を得る際、必ず、担任が保護者に確認をしなければならない。
- (4) 住所変更などで状況が変わった場合には、許可を取り消す場合がある。

さらに、違反事項があった場合は許可を取り消すか、一時使用停止とする。

4 自転車通学のための規定は次のように定める。

- (1) 自転車通学希望者は学級担任に届け出て、生徒指導部（原付・自転車係）の許可を得ること。
- (2) 次の事項を守ることを条件とする。
 - ① 防犯登録をする。
 - ② 本校指定のステッカーを貼ること。
 - ③ 反射板、かご、ライト、鍵（二重ロック）を必ずつける。
 - ④ 雨天の場合は、カッパを着用する。（傘差しは絶対禁止。）
 - ⑤ 交通道德・交通法規を守り自他の安全を確保すること。
 - ⑥ 安全のための整備を怠らないこと。変形ハンドルや、後輪につけるハブなど安全性に欠けるものは使用を禁止する。
 - ⑦ マウンテンバイクは許可しない。＊自転車保険に加入する。
- (3) 学校の指定した場所以外に、自転車を置かない。

5 スクールバス通学について

- (1) 対象者は、京町・野尻方面から通学する生徒。
- (2) 希望者は所定の手続きを経て申請する。
- (3) 代金の納入が遅れた場合は、乗車できない。
- (4) ルールを守らず、マナーの悪い者は乗車させないことがある。

6 列車通学、バス（宮交・JR）通学について

- (1) JRバス・列車は通学定期券購入のため、学校が発行する通学証明書が必要である。
- (2) 2回目より各駅で、前回の定期券で購入する。
- (3) ルール、マナーを守り、他の人に迷惑をかけない。

7 その他

- (1) 生徒の車両の貸借は禁止する。ただしやむを得ない場合は学級担任の許可を得ること。

賞罰に関する規定

- 1 学校に対する特別な功勞のあった生徒に対してはそのつど学校長が表彰する。
- 2 卒業生に対しては別に定める規定によりこれを表彰する。
- 3 本校の学則（寮則も含む）に違反し又は生徒の本分にもとる者に対しては指導を行う。
なお、指導については原則として次の通りとする。
保護者召喚、反省文の提出、始末書の提出、誓約書の提出、説諭、謹慎、停学
原級留置、卒業延期、退学。
- 4 次の行為をしたものは生徒の本分にもとるものとして指導する。
 - (1) 飲酒、喫煙（同席の場合も含む）。
 - (2) 窃盗、詐欺、脅迫等の行為。
 - (3) 暴力行為。
 - (4) 故意による公共物の破損。
 - (5) 生徒として好ましくない場所への出入り。
 - (6) 服装に関する規定違反。
 - (7) 考査の不正行為。
 - (8) 無届による車両通学および交通違反、列車、バスの不正乗車。
 - (9) 無届の各種運転免許取得、ならびに、自動車学校・教習所入校。
 - (10) 正当な理由なき遅刻、早退、外出、欠席。
 - (11) 薬物の乱用。
 - (12) 夜間外出、深夜徘徊、外泊、家出。
 - (13) 無断アルバイトおよびアルバイト規則違反。
 - (14) 不健全性的行為（少年に健全育成上支障があると主張される）などの性非行。
 - (15) 反抗的態度、暴言。
 - (16) 携帯電話の許可なき持ち込み・使用や遵守事項を守れない場合。
 - (17) 学校の秩序を乱し生徒の本分にもとる行為をした者。
- 5 生徒会役員で学則（寮則も含む）に違反し指導を受けた者はその役を失う場合もある。

6 本校の学則に違反し又は生徒の本分にもとる者に対しては指導を行う。

なお、指導については原則として次の通りとする。

「保護者召喚 反省文の提出 始末書の提出 説諭 謹慎 停学 原級留置 卒業延期
退学」

| | |
|--|--|
| 飲酒、喫煙 | 保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 |
| 窃盗、詐欺、脅迫 | 保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 |
| 暴力行為 | 保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 |
| 故意による公共物の破損 | 弁償及び本人の状況を確認の上 担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導 |
| 生徒として好ましくない場所に入 りした者 | 本人の状況を確認の上 担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導 |
| 容儀服装に関する規定違反 | 担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導 |
| 考査の不正行為 | 保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 |
| 無届による車両通学および交通違反 | 保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 |
| 列車、バスの不正乗車 | 保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 |
| 無届の各種運転免許取得、ならびに、 自動車学校・教習所入校 | 保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 |
| 正当な理由なき遅刻、早退、外出、欠席 | 担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導 |
| 薬物の乱用 | 保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 |
| 夜間外出、深夜徘徊、外泊、家出 | 本人の状況を確認の上 担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導 |
| 無断アルバイトおよびアルバイト規 則違反 | 保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 |
| 不健全性的行為などの性非行 | 担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導 謹慎以上 |
| 反抗的態度、暴言 | 保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 観察指導 |
| 携帯電話の許可なき持ち込み・使用や 遵守事項を守れない場合 | 第1段階：担任から保護者へ連絡する 第2段階：保護者召喚 学校長訓戒 別室指導3日間 第3段階：保護者召喚 学校長訓戒 別室指導7日間 第4段階：保護者召喚 始末書の提出 説諭 謹慎以上 |
| 学校の秩序を乱し生徒の本分にもとる 行為をした者（インターネット関係） | 本人の状況を確認の上 担任指導及び生徒指導部より指導 謹慎以上 |